

鳥取市文化センター 減免制度について

■令和2年10月1日より、鳥取市文化センターの減免制度が新しくなりました！

対象者・利用目的	利用区分	減免対象	減免率	
* 鳥取市内にある保育園・幼稚園・小学校・中学校の園児、児童、生徒が利用するとき	文化ホール	【練習・準備】	施設利用料 設備器具利用料 冷暖房利用料	75%
		【本番】	施設利用料 設備器具利用料 冷暖房利用料	50%
	上記以外の施設	施設利用料 設備器具利用料 冷暖房利用料		
* 保育園・幼稚園・小学校・中学校・高等学校・大学・専修学校の園児、児童、生徒、学生が利用するとき * 障がい者・要介護者が利用するとき ※障がい者手帳・療育手帳等を持たれている方が1割以上利用	文化ホール	【練習・準備】	施設利用料	75%
		【本番】	施設利用料	50%
	上記以外の施設	施設利用料		
新しくなりました * 鳥取市芸術家バンクに登録している方による文化芸術公演など ※鳥取市内の文化団体協議会加盟団体は除く	【練習・準備】	施設利用料 設備器具利用料 冷暖房利用料	75%	
	【本番】	施設利用料 設備器具利用料 冷暖房利用料	50%	
新しくなりました * 子ども・若者を対象とした文化芸術公演 ※公演の対象年齢は0歳から39歳までとする	【練習・準備】	施設利用料	75%	
	【本番】	施設利用料	50%	

【新型コロナウイルス感染対策による減免】
【通 常】（令和2年7月1日から令和3年3月31日まで）

対象者・利用目的	利用区分	減免対象	減免率						
鳥取市内の文化団体協議会（連合組織）に加盟する団体が利用するとき ・鳥取市文化団体協議会 ・福部町文化協会 ・河原町文化協会 ・用瀬町文化団体協議会 ・佐治町文化協会 ・気高町文化協会 ・鹿野町文化団体連絡協議会 ・青谷町文化協議会	文化ホール	市民会館・文化ホールを本番を含む30日以内に利用	施設利用料 冷暖房利用料	75%	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <table border="1" style="background-color: #fff9c4; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr><th style="padding: 5px;">減免率</th></tr> <tr><td style="font-size: 24px; padding: 20px 0;">100%</td></tr> <tr><td style="font-size: 24px; padding: 20px 0;">100%</td></tr> <tr><td style="font-size: 24px; padding: 20px 0;">100%</td></tr> </table> </div>	減免率	100%	100%	100%
		減免率							
		100%							
	100%								
	100%								
	【練習・準備】	冷暖房利用料	50%						
	上記以外の【練習・準備】	冷暖房利用料							
【本番】	施設利用料 冷暖房利用料	50%							
展示ホール	【本番】		施設利用料 冷暖房利用料						
	上記以外の利用		冷暖房利用料						
上記以外の施設での日頃の練習・公演準備等	施設利用料 冷暖房利用料								

